はじめに

今期（令和 4 年（2022 年）4 月～）に入ってからも、新型コロナ変異株（オミクロン株）の感染が完全に終息しないなか、新規感染者数は高止まりの推移が続いているものの、「まん延防止等重点措置」が令和 4 年（2022 年）3 月に全面解除され、生活者も休日の行楽や旅行、延期していた結婚式を挙行するなど、レジャーや冠婚葬祭で外出する機会が増加しており、自粛生活から解放されるムードが漂っている。海外動向は、中国・上海のロックダウン（都市封鎖）実施による物流関係の停滞、ロシアのウクライナ侵攻による軍事活動により、世界秩序を揺るがす事態が勃発。この影響は、原油等のエネルギー、穀物等の食品全般、航空・港湾などの輸送に至るまであらゆるコストが上昇し、社会生活、経済活動にさまざまな影響を及ぼしている。

コロナ前に活況を呈したインバウンドについては、回復にはまだほど遠く、3 年後の令和 7 年（2025 年）に開催が予定されている「大阪万博」までは、今の趨勢が続くことが予想され、観光及び関連産業にとっては依然として厳しいビジネス環境が続くであろう。

きもの業界の動向は、フォーマルの低迷からカジュアルきものに注力したビジネス流れ、シェアの拡大が予想される。また、ゆかたなど和装製品のファッションアイテムは、海外廉価製品との競合、ネット販売による流通多チャネル化など既存の業者は引き続き苦戦が予想される。

きものレンタル（カジュアルなど街着）は、観光業の先行き不透明から、回復の道のりは国内旅行者らによる一定の需要が見込まれるものの、インバウンドが回復しない状況では全体としては厳しい見通しになることが予想される。

振袖は、「前撮撮影」を軸にしたビジネスが主流となり、既存業者（写真スタジオを持つ小売業者）らとの間でし烈な顧客獲得競争が繰り広げられるとみられる。

法律改正の動きも注視する必要がある。民法改正施行（4 月～）は、成年年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられた。これにより、各自治体で行われる成人式の対象年齢の動向が注視されるが、現状「二十歳を祝う式典」として、従来通り 20 歳を対象にした式典を継続実施する自治体がほとんどと見られる（18 歳対象の成人式実施を表明する自治体は極僅か）。ただし、コロナの影響で式典自体を中止や延期し、実施規模を大幅に縮小・簡素化（リモート実施）する動きがあり、コロナ前に比べ、規模縮小・簡素化を継続する自治体があるとみられる。

個人情報保護法改正（4 月～）は、従来より法規制が厳格化された。例えば、事業者（個人情報保護委員会に届出する個人情報取扱事業者）が、オプトアウト（本人に未承諾）で個人情報を入手した場合、1 次流通（エンドユーザー＝最終需要者）は可能だが、2 次流通（他の事業者への転売等）が原則できない。つまり、子会社などグループ会社間での個人情報の共同利用について厳しい制限がかけられている。

電子帳簿保存法（1 月～）は、インターネットなどオンラインで物品を購入した場合のルールが厳格化される。従来型の紙ベースによる請求書や領収書ではなく、電子記録媒体（メール等）で取り交わした契約記録（見積書、請求書、領収書などの各種書類）を電子記録（PDF ファイル等）で保存することが原則義務付けられる（諸事情により法施行が 2 年後に延期）。

そして、7 月には国政選挙（参議院選挙）が行われる。国内はコロナの動向、外交ではロシアのウクライナへの軍事侵攻など、今後の動向次第では政局がさらに混迷するリスクがある。

基本方針

1. 既存事業を見直し、効果的な振興事業を模索する。
2. 「第 17 回きもの文化検定」の受験者の拡大と効率的運営に努める。
3. 組織の充実に努める。
4. 事務局機能の強化と運営の効率化に努める。

※事業計画（案）について、新型コロナウイルス感染拡大状況によっては、事業の中止または延期されることがございます。

Ⅰ　事業

1　知識普及事業

⑴「第 17 回きもの文化検定」の実施

⑵「きもの学」の開講

⑶学校教育和服着装事業

⑷「きものコンサルタント」育成事業

2　宣伝啓発事業

⑴きものの女王大会（地区）への支援

⑵共催・後援・協賛

⑶「和装振興協議会」への参画

⑷「きものの日」、「きものウィーク」のきもの着用の呼びかけ

⑸「ユネスコ無形文化遺産」登録への協力

⑹事務受託

3　調査広報事業

⑴調査事業

⑵広報事業

4　会員対策事業

⑴組織強化活動

⑵表彰

⑶慶弔

Ⅱ　組織拡大と財政基盤の確立

1　組織の拡大

⑴会員募集と組織の充実

⑵支部の設置と活動支援

⑶きもの振興団体との事業協力及び組織統合への取り組み

2　財政基盤の確立

⑴正会員と会費

⑵賛助会員と会費